

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**平成 27 年9月 25 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 2件

**国 民 年 金 関 係** 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1500385号

厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1500061号

## 第1 結論

昭和41年12月から昭和50年3月までの請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年12月から昭和50年3月まで

私は、会社退職後の昭和41年12月頃、A市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続及び付加保険料の納付の申出を行った。その後、信用金庫で夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料をずっと口座振替で納付していたと思っていたが、昭和50年頃、自宅に来た婦人会の役員に、「未納期間があり、未納期間分の保険料を納付すれば年金がもらえる。」と言われ、当該役員に二人分の付加保険料を含む国民年金保険料をまとめて納付した。納付した期間や金額については覚えていないが、請求期間の保険料は、口座振替や婦人会の役員を通じて納付したはずである。

請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和41年12月頃、A市役所で請求者夫婦の国民年金の加入手続及び付加保険料の納付の申出を行い、その後、口座振替で夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料をずっと納付していたと思っていたが、昭和50年頃、請求者の自宅に来た婦人会の役員に、「未納期間があり、未納期間分の保険料を納付すれば年金がもらえる。」と言われ、当該役員に夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、付加保険料は、昭和45年10月に所得比例年金として制度が開始され(昭和49年1月から付加年金と名称が変わった)、請求者が国民年金の加入手続を行ったとする昭和41年12月時点では制度は存在していない上、納付期限を過ぎた付加保険料は遡って納付できなかったこと、A市における国民年金保険料の口座振替による保険料納付が開始されたのは、昭和54年度からであることから、請求者の主張内容は、当時の取扱いとは符合しない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年12月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求者は昭和41年12月31日に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、請求者に係るA市国民年金被保険者名簿によると、請求者は、昭和50年4月から昭和52年3月までの期間を過年度納付していることが確認できることから、昭和41年12月から昭和50年3月までの期間は時効により保険料を納付することができなかつたと推認される上、請求期間に、請求者と一緒に付加保険料を含む国民年金保険料を納付したとする請求者の夫も、請求者の夫に係るA市国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間は未納となっている。

さらに、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が、請求期間について付加保険料を含む国民年金

保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について付加保険料を含む保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1500317号

厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1500060号

## 第1 結論

昭和50年4月から昭和55年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年4月から昭和55年2月まで

私は、昭和50年4月にA市内にあるB医院に勤務した。同医院は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、同医院の事業主であるC先生がD県医師国民健康保険組合の加入手続及び国民年金の加入手続をしてくれたと思う。国民年金保険料は事業主から私が受け取り、同僚の分と一緒に納付した記憶がある。請求期間にかかる同僚の保険料の納付記録は納付済となっているにもかかわらず、私だけが、未加入となっていることに納得ができないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和50年4月にA市内にあるB医院に勤務し、同医院の事業主がD県医師国民健康保険組合の加入手続及び国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は事業主から請求者が受け取り、同僚の分と一緒に納付した記憶があり、請求期間にかかる同僚の保険料の納付記録は納付済となっているにもかかわらず、請求者だけが、未加入となっていることに納得ができないと主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続を行っていたとするB医院の事業主は既に亡くなっている上、請求者も国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶がなく、請求期間当時の状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年3月頃に払い出されたものと推認され、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、請求者の国民年金被保険者資格取得日は同年3月29日任意加入とされていること、請求者の所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」として「昭和55年3月29日」と記載され、同手帳の国民年金の記録欄には「被保険者となった日」が「昭和55年3月29日」、被保険者の種別「任」と記載されていることが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することができない。

さらに、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。